

令和4年12月16日

郡山市条例第32号

郡山市個人情報保護審議会条例をここに公布する。

郡山市長 品川萬里

## 郡山市個人情報保護審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、郡山市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次に掲げる事務を行うため、市長の附属機関として審議会を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）第6条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (3) 郡山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年郡山市条例第44号）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること及び第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 前条各号の規定による諮問をした市の機関等（郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する市の機関等をいう。）及び議会をいう。
- (2) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）及び郡山市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報のうち同項ただし書に規定する公文書に係るものをいう。）をいう。

(組織)

第4条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行

うものとする。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。  
(会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(合議体)

第7条 審議会は、委員の全員をもって構成する合議体で、第2条各号に掲げる事務を行う。

(審議会の審査請求に係る調査権限)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

(委員による審査請求に係る調査手続)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(行政不服審査法の準用)

第10条 第2条第1号及び第3号の規定による審査請求に係る審議会の調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款(同項において準用する同法第74条の規定については、法第106条第2項の規定により読み替えられた規定)の定めるところによる。

(調査審議手続の非公開)

第11条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(意見の聴取等)

第12条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、市の機関等及び議会の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、若しくは資料の提出を受け、又は必要な協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2項の規定による廃止前の郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号。以下「旧条例」という。）第30条第3項の規定により委嘱された郡山市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第5条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により施行日に委嘱を受けたものとみなされる委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。
- 4 施行日前に旧条例第27条第1項の規定により旧審議会にされた審査請求に係る諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審議会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審議会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審議会により行われたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際旧審議会の委員であった者に係る旧条例第30条第5項の規定により課せられた義務については、この条例の施行後においても、なお従前の例による。